

JSA 神奈川支部通信

No.1 January 2024 日本科学者会議神奈川支部 発行

事務局長：☎230-0071 横浜市鶴見区駒岡 3-30-G-408 飯岡ひろし

HP：https://jsa-kanagawa.jp、携帯電話 080-1987-0994、E-mail：iioka408(at)gmail.com

年会費 10800 円、院生・読者 5400 円 ゆうちょ銀行振替口座 0280-1-12774 日本科学者会議神奈川支部

この号の目次

- ◆ 「建国記念の日」に反対する 2.11 神奈川県民のつどいのお知らせ 2.11 県民のつどい実行委員会
- ◆ 九条科学者の会 18 周年のつどい「岸田政権の政治と憲法情勢」の報告 後藤仁敏
- ◆ 神奈川憲法会議秋の学習会「大軍拡と岸田内閣の行方」の報告 後藤仁敏
- ◆ 11.23 沖縄に連帯する神奈川のつどいの報告 後藤仁敏
- ◆ もう時間はあまりない、地球沸騰化をまえにして 飯岡ひろし
- ◆ 第4回山中市政をすすめる会で岸田軍拡と地方自治の未来を学ぶ 後藤仁敏
- ◆ 「令和」漁業法では「漁業の民主化」の規定が削除された(その1) 中野 広
- ◆ 「JSA 学際研究・市民科学発展プログラム」のサポーターを募集します！ JSA 研究企画部
- ◆ 2024 年度 JSA 助成研究を募集します JSA 研究助成委員会

「建国記念の日」に反対する 2.11 神奈川県民のつどいのお知らせ

2.11 神奈川県民のつどい実行委員会

「建国記念の日」に反対する 2.11 神奈川県民のつどい「すべての戦争の即時停戦を！ 国益でなく、市民・子どもの命を守ろう！」が以下の要領で開催されますので、お知らせします。

ロシア・ウクライナ戦争に続いて、パレスチナでも戦争が始まり、子どもたちが犠牲になっています。ウクライナでの停戦、アジア太平洋の地域協力と平和構築・学術共同について積極的に発言し研究を進めておられ、「沖縄をハブとする東アジアの平和ネットワーク」構築を提唱され、「東アジアの国連」による対話と平和を、沖縄を中心に、日中韓台湾と共に実現し、「戦争せず、平和と繁栄の道」をと主張されている羽場久美子さんにお話しいただきます。多くの皆様の参加を呼びかけます。

講師：羽場久美子さん（青山学院大学名誉教授）

日時：2024年2月11日（日）13時30分開会 受付12時30分～

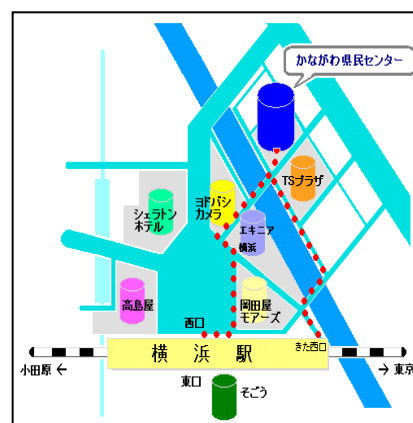
12:50 頃から動画上映あり

会場：かながわ県民センター2階ホール（横浜駅西徒歩5分）

資料代500円（高校生以下は無料）

講師プロフィール：羽場久美子（はばくみこ）さん

1952年生まれ。日本の政治学者・国際政治学者。青山学院大学名誉教授、早稲田大学招聘研究員、京都大学客員教授。世界国際関係学会（ISA）副会長（2016-17）。世界国際関係学会アジア太平洋会長（2021-24）、日本学術会議会員。現連携会員。日本国際政治学会理事、日本政治学会理事、日本EU学会理事、日本スラブ東欧学会理事、ロシア・東欧学会理事・事務局長・幹事などを歴任。グローバル国際関係研究所所長。ハーバード大学、ロンドン大学、ソルボンヌ大学第1（パンテオン）、ヨーロッパ大学研究所（EUI）、客員研究員。「沖縄を平和のハブに！」主唱者、共同代表。



主催：2.11神奈川県民のつどい実行委員会（神奈川県労連 住谷 045-212-5855、当日 090-5588-9688）
構成団体：日本基督教団神奈川県靖国天皇制問題委員会、日本キリスト教会横浜桐畑教会靖国神社問題委員、在日大韓基督教会横浜教会、神奈川県教育運動連絡センター、神奈川県私学教職員組合連合、横浜市立高等学校教職員組合、神奈川県立障害児学校教職員組合、神奈川県教職員連絡協議会、神奈川県高校教職員連絡会、横浜教職員の会、川崎市教職員連絡会、日本科学者会議神奈川県支部、神奈川県労連、神奈川県自治労連、自由法曹団神奈川県支部、青法協神奈川県支部、神奈川県歴史教育者協議会、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟神奈川県本部、アジア・フォーラム横浜、県民連絡会、教科書・市民フォーラム、神奈川県平和遺族会

九条科学者の会 18周年のつどい「岸田政権の政治と憲法情勢」の報告

後藤仁敏

2023年11月19日、九条科学者の会（「九条の会」アピールを広げる科学者・研究者の会）が、18周年のつどい「岸田政権の政治と憲法情勢」を開催し、会場に17人、zoomで30人、計47人が参加しました。

最初に志田陽子共同代表が開会挨拶し、二人の講師を紹介しました。ついで、永山茂樹事務局長の司会のもと、以下の2つの講演が行われました。

高佐智美さんの講演「外国人の権利について考える」

高佐智美さん（青山学院大学・憲法学）は「外国人の権利について考えるー2023年入管法改定の問題を中心に」と題して、以下のように講演しました（図1）。

2021年にウイシュマさんの死亡事件があり、入管法の改定は見送られたが、ほぼ同じものが2023年に出され、通ってしまった。

入管法制では、退去強制事由に該当する疑いがあれば、逃亡の危険がなく、収容の必要がない場合でもすべて無期限に司法審査もなく収容してしまうという問題点があり、自由権規約9条の1項にも4項にも違反している。さらに、2022年の難民認定は、3772人のうち202人、2.4%しか認定されないという異常な低さである。

このような外国人を人間扱いしない人権侵害の入管法制は、占領軍により日本の権威的官僚主義がさらに強化したもので、1978年のマクリーン判決では最高裁が在留資格のない人には憲法の基本的人権が保障されないことを認めてしまっている。

今後、憲法、人権条約を前提とした入管法の改正が必要であり、裁判所によるチェックも重要だ。日本社会の現状は、外包括的な移民政策を必要としており、日本政府は移民の必要性を正面から認め、根本的な政策転換をおこなうべきである。

田中 隆さんの講演「憲法審査会と明文改憲の策動」

続いて、改憲問題対策法律家6団体連絡会の田中隆さん（弁護士）が、「憲法審査会と明文改憲の策動」について、以下のように講演しました（図2）。

改憲手続法（国民投票法）は2007年に第1次安倍内閣によって強行採決されたが、九条の会運動など改憲反対の運動が広がり、2009年には民主党政権ができ、憲法審査会は11年10月まで開くこともできなく、開いても改憲論議はできなかった。また、「合意での運営」「政局化させない」など「中山方式」も設けられた。

2017年5月には、自衛隊明記、緊急事態条項など自民党4項目という「安倍改憲」が出されたが、国民的な批判により頓挫し、安倍氏は2020年8月に再び政権を投げ出した。

2021年6月には改憲手続法7項目改正案が成立し、附則4条でCM規制などの措置が義務づけられた。

岸田政権では、憲法審査会が定期的にかかれるようになり、衆院では22年の通常国会で15回、臨時



図1 講演する高佐智美さん



図2 講演する田中隆さん

国会で5回、23年の通常国会では15回開催された。参院でも22年の通常国会で6回、臨時国会で2回、23年の通常国会で6回開催された。「コロナ禍」自然災害、台湾海峡危機、ウクライナ戦争、パレスチナなどの不安に乗じて、緊急事態条項、9条改憲の実現を図ろうとしている。危機に乗じた不安で国のあり方を加菜養とすること自体が根本的な間違いだ。

9条改憲については本命のはずだが、自民案に同調するのは維新だけで、公明は72条か73条への明記を主張している。国民・有志（無所属議員の会派）は9条2項の削除を含めて検討すべきとしている。

一方、緊急事態条項は、オンライン審議の論議・とりまとめからなだれ込んで進められたが、自民・維新・国民・有志は導入に積極的だが、公明は導入には消極的で、議員任期の延長のみに積極的だ。そして、任期延長については、衆院では維新・国民・有志が3党派条文案を公表し、「条文案取りまとめ」を急ぐが、参院では立民・共産が主張する参院緊急集会活用論を論破することができていない。本日配布した『国会議員の任期延長改憲』その危険な本質（9条改憲 NO! 全国市民アクション、改憲問題対策法律家6団体連絡会）をお読みいただきたい。

衆参両院で改憲派は3分の2以上を占めてはいるが、「一気呵成に9条改憲」とはならず、改憲派も意見が分裂している。九条の会など、国民のなかでの改憲反対の世論と運動の蓄積がそれを阻止している。今後も憲法審査会の動向を監視して批判し、運動と選挙で改憲反対の声を大きくしていこう。

質疑とまとめ

休憩のあと、質疑応答がありました。日本政府の外国人の人権侵害は日本人自身、特に若者への人権侵害と無関係とはいえないのではとか、憲法審査会は日本政府が憲法を守っているかどうか審査する役割もあるのではなどの意見も出されました。

最後に永山事務局長が、難民受け入れについては、急増したことで、これまで寛容であった欧米でも制限する傾向が出ていることは問題だ。九条科学者の会は今後とも、憲法改悪反対の運動を続けようと呼びかけ、閉会となりました。

安倍・菅・岸田政権により、人権と憲法の破壊が進むなか、戦争する国づくりの最後の仕上げとなる明文改憲が迫っている情勢を学ぶことができた、意義深い集会となりました。意義深い講演をされた高佐さんと田中さん、準備された事務局の方々、参加された皆さんに、厚くお礼を申し上げます。



図3 質疑応答の高佐・永山・田中氏

神奈川憲法会議・秋の学習会「大軍拡と岸田内閣の行方」の報告

後藤仁敏

2023年11月9日、神奈川憲法会議（憲法改悪阻止神奈川県連絡会議）が秋の学習会を開催、42名が参加しました。

最初に、森卓爾代表委員が「今日は国会から仁比さんがこの集会のために駆けつけてくれました。大軍拡を進める岸田内閣の行方について、しっかり学びましょう」と挨拶しました。

ノースドック部隊配備反対県民署名の報告

横浜ノースドック米軍揚陸艇部隊配備反対連絡会共同代表の私が「県民署名の報告と今後の展望」について、次のように報告しました。

3区野党共闘を求める市民の会は5月市議会に配備撤回の意見書を求める請願書を1500人の署名で提出したが、否決された。

しかし、3区市民の会の運動は全県に広がり、6月29日に学習院大の青井未帆教授ら12人の学者・弁護士によって、配備反対県民署名が呼びかけられた。10月24日に、57837筆が市長代理に手渡された。先行署名と合わせて6万以上になり、今後の運動の起爆剤にしたい。今後も、幅広い枠組みを維持し、12月17日に全面返還を求める集会を開催し、部隊配備の撤回を勝ち取るまで運動を進めよう」と呼びかけました。

仁比聡平さんの講演

仁比さんは「大軍拡と増税、臨時国会と岸田内閣の行方」について、以下のように講演しました。

志位和夫委員長は11月6日に「ガザ攻撃中止と即時停戦に向けて各国政への要請」を各国政府と国連・地域機関に送付しました。

ここには「日本共産党は、中東和平のためには、国連の一連の決議でも確認されているように、①イスラエルの占領地からの撤退、②パレスチナ独立国家樹立を含む民族自決権の実現、③両者の生存権の相互承認という3つの原則を踏まえたとりくみが必要であることを一貫して主張し続けてきた」と書いている。

これは、実は1973年に日本政府が、二階堂官房長官談話や三木副総理のエジプト訪問での共同声明の見解で表明した内容と同じです。

ところが、今の自公政権は40カ国が提案し、120カ国が賛成した「敵対行為の停止につながる人道休戦」の決議にすら棄権した。岸田首相に「法の支配」を語る資格はない。

ガザにおける人権侵害は、決して地球の反対側の問題ではない。私は入管法改悪の国会で、仮放免者は働くことを禁じられ、食料も住居も確保できず、医療が受けられない人権侵害が起きていることを告発した。外国人への人権侵害は非正規の職にしか就けない日本の若者の人権侵害につながっている。

みんなが連帯して、大軍拡と人権破壊を進める岸田政権を追い詰めよう。

最後に、神奈川県商工団体連合会事務局長の三浦謙一さんが、「インボイスは消費増税のためで、増税は大軍拡を進めるためだ。岸田政権の大軍拡・増税を許さないたたかいをともに進めよう」と閉会挨拶しました。



図1 講演する仁比聡平さん

11.23 沖縄に連帯する神奈川のつどいの報告

後藤仁敏

2023年11月23日の午後、沖縄那覇での1万人の県民平和大集会、国会正門前での2000人の集会ほか全国各地での沖縄連帯集会として、神奈川県平和委員会、日中友好協会神奈川県連合会、神奈川県革新懇が主催した「11.23 沖縄に連帯する神奈川のつどい」が横浜市健康福祉センター4階大ホールで開催され、172人が集まりました。

琉球舞踊と沖縄サンシン

はじめに、東京・沖縄芸能保存会の児玉信さん、琉球古典音楽野村流音楽協会関東支部の久手堅玲奈さんと岡本優子さんによる舞踊と演奏が行なわれました。サンシン演奏の「屋嘉節」、琉球舞踊の「浜千鳥」、参加者も加わった「安里屋ゆんた」の合唱で、大きな拍手がおくられました。

開会挨拶と玉城デニー—沖縄県知事のメッセージ

ついで、日中友好協会神奈川県連合会会長の大森猛さんが「沖縄県民大集会に連帯して、学び、楽しんでください」開会挨拶しました(図1左)。

さらに、沖縄県知事の玉城デニーさんの『「ぬちどう宝～命を大切に魂」を未来の世代へ』とのメッセージが、斉田道夫さん(神奈川県革新懇事務局長)による代読されました(図1右)。

千坂純さんの講演「岸田大軍拡と沖縄」

千坂純さん(日本平和委員会事務局長)が「岸田大軍拡と沖縄」



図1 大森猛さんと斉田道夫さん



図2 講演する千坂純さん

についてスライドを用いて以下のように講演しました（図2）。

米中、日中首脳会談で「対話」や「互惠関係」を合意しながらも、日本は米戦略に統合され、核威嚇体制強化の大軍拡路線を推進している。アメリカの核戦略は可視化され、自衛隊は先制攻撃を柱にした「統合防空ミサイル防衛」に組み込まれ、全国130カ所に新たな長距離ミサイルを大量配備した。とくに、米軍は「台湾有事」を口実に、南西諸島に自衛隊のミサイル部隊を配備し、島々を戦場にする米海兵隊の「遠征前方基地作戦EABO」を進めるため、第12海兵沿岸連隊を沖縄に創設した。横浜ノースドックへの米揚陸艇部隊配備も密接に関係している。

とくに、九州・沖縄・南西諸島が軍事要塞化され、日米合同演習が行われている。戦争で自衛隊基地が攻撃されることを前提に、民間の港も空港も改造されている。原発が攻撃されることを想定した演習も行なわれている。「国民を守る」どころか核攻撃も想定して全国3000の自衛隊基地が「強靱化」されようとしている。負傷した自衛隊員が失血死しないよう血液製剤を自前で製造・備蓄している。

78年前の沖縄戦の再現が危惧されるなか、県民は「沖縄を再び戦場にするな」の声を上げ、「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」（2022年）を発表した。憲法の理念を貫く沖縄と共に、全国で「大軍拡ストップ！憲法にもとどく平和外交を！」の声を上げよう。

井上久士さんの講演「つくられた台湾有事と日中関係」

井上久士さん（駿河台大学名誉教授、日中友好協会会長）は「つくられた台湾有事と日中関係」について、スライドを用いて次のように講演しました（図3）。

2022年12月16日、岸田内閣は安保3文書を閣議決定し、5年間で43兆円もの大軍拡、防衛予算を5年間でGDP比で倍増、敵基地攻撃能力（スタンドオフミサイル）を保有するため、アメリカ製巡航ミサイル「トマホーク」を購入し、対中国日米共同作戦計画を発表した。



図3 講演する井上久士さん

政府は「日本をとりまく安全保障環境はますますきびしくなってきた」と言うが、中国の軍事費はこの30年間で約40倍になったが、中国の経済規模は30年間で52倍になっており、対GDP比では1990年の2.5%から2020年には1.7%に下がっているのだ。

日本の安全保障政策の変更は、アメリカが経済力・軍事力で世界一でなくなることを受け入れられないアメリカの意向に沿ったものだ。アメリカは単独で中国に対抗できないので、日本に肩代わりさせ、中国を挑発しようとしているのだ。中国がこの挑発に乗らなければ、10年以内には名目GDPでもアメリカは中国に追い越されるだろう。

中国は台湾をいつかは統一したいと思っはいるが、戦争はやりたくない。台湾の人びとは同胞で、武力統一しても廃墟と化した台湾をとっても何にもならないし、中国の経済も廃墟に帰してしまう。日米はこれまでも「一つの中国」という中国の立場を理解し、尊重するとしてきた。

しかし、2021年12月に安倍晋三元首相は「台湾有事は日本有事で、日米同盟の有事でもある」と発言し、2022年に麻生太郎自民党副総裁は「日米や台湾には『戦う覚悟』が求められている」と発言した。中国では反国家分裂法で、台湾の中国からの分離をもたらす重大な事変が発生したときには、非平和的な方式を講じて国家の主権を守ることができるとしている。

台湾の世論調査では、すみやかな独立6.3%、しばらく現状を維持しその後独立18.9%、永久に現状を維持する31.2%、しばらく現状を維持してその後独立か統一か決める30.4%、すみやかに統一1.1%である（2023年10月）。つまり、しばらくは現状を維持するが86.2%なのだ。

来年1月13日に台湾の総統選挙があり、親米派の民進党の頼氏と、親中派の国民党の侯氏らが立候補の予定だ。野党の統一候補を立てるかどうか注目されている。

台湾海峡兩岸の関係は兩岸双方で決めることだ。日本は台湾を50年間植民地支配し、中国を侵略した反省から、平和が重要で戦争の原因をつくることに反対だと伝えるべきだ。安保3文書などのアメリカ追随の新安全保障政策は、東アジアに平和をもたらさないお金の無駄の愚策だ。2030年のアジアでは、

GDP ではインドが 6.4、中国が 5.1 だが、日本は 1.5 にすぎない。中国は日本の敵ではない。

質疑応答と閉会挨拶

休憩の後、質疑応答があり、参加者からの多数の質問に井上さんと千坂さんが丁寧に回答されました（図 4）。

最後に、丸利一さん（神奈川県平和委員会代表委員）が閉会の挨拶を述べて、お開きとなった。なお、片岡妙子さん（神奈川県革新懇世話人）が呼びかけた沖縄支援の募金は、4.8 万円も集まりました。

沖縄県民に連帯する素晴らしい集会となりました。準備された皆さん、参加された皆様に厚くお礼を申し上げます。



図 4 質問に回答する井上・千坂さん

もう時間はあまりない、地球沸騰化をまえにして

飯岡ひろし

COP28(国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議)が 2023 年 11 月 30 日から 12 月 12 日まで：アラブ首長国連邦のドバイで開催されている。そのなかで NGO の CAN (Climate Action Network) が主催する「本日の化石賞 (Fossil of the Day)」に日本は 4 年連続の「受賞」をした。ちなみに、12 月 3 日ニュージーランド・アメリカ、12 月 4 日ブラジル、12 月 5 日アメリカ・ロシア・日本となっている。日本の受賞の理由は石炭火力発電への固執である。COP28 では G7 のアメリカなどが既存の石炭火力発電所の廃止を表明する中で、G7 で石炭火力に固執していること、さらには海外の石炭火力に融資をしていることである。石炭火力について日本政府は、既存の施設をアンモニア混焼や CCSU (二酸化炭素を地下に埋める技術) などによって、今後も使い続けることができるとしている。しかし、いずれも実証段階であって、たとえ可能だとしても日本もかかげる 2030 年の CO₂ の 46%削減には、もはや間に合わない。現状の排出状況で推移すれば、国際公約 (NDC) として今世紀中に達成すべき 1.5°C 目標どころか、2°C をこえることになって、海面は 10cm 上昇するとされ、世界の人口が増大するなかで食糧は枯渇し、水危機はより深刻となって、戦争は激化することになる。

日本は四季の変化が豊かな国である。島国で、南北にながく中央に山脈をもつ地形は、寒冷から温暖まで気候が分布し、豊かな自然があって日本人は古代からこれらを享受しながら生きてきた。しかし、気候変動による台風の大型化、集中豪雨などによる被害はすでに頻発し、気候の異常は洪水や台風など実感され、その被害は甚大である。大都市では、沿岸地域に海拔以下のゼロメートル地帯などでは、ひとたび災害が起きれば、壊滅的な被害が予想されている。昨年、COP27 の終わった 2023 年 5 月に岸田首相は「GX(グリーントランスフォーメーション)推進法」を国会に提案した。これは東日本大震災での福島事故をうけて、まがりなりにも日本の電源構成は再生可能性エネルギーを主力とした政府方針の転換であった。政府と民間の資金 150 兆円で、新しく原子炉である「次世代革新炉」などを開発するとし、さらに、既設の原子炉の寿命を 40 年として規則を 60 年までに延長するとした。

1990 年代には欧州のドイツ、デンマークなどでは風力、太陽光などの再生可能性エネルギーは全体の 4%程度だった。それは、日本とほとんど変わらなかった。2021 年に発表された政府の第 6 次エネルギー基本計画では「東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省が原子力政策の出発点」とし、2030 年の 46%以上の CO₂ 削減目標にむけて太陽光と風力で 40%以上をまかなうとして



図 1 「気候行動ネットワーク (CAN)」のウェブサイト

いた。しかし、日本はいまだ20%程度にすぎず、中国にも遅れをとっている。このあいだで、欧州のドイツは50%、デンマークは80%となっている、再生可能性エネルギーで電力のすべてを供給するために、幹線網の整備など新たな課題に取り組んでいる。しかも、ドイツでは、公約どおりに今年には原発を全廃している。日本とは次元が違っている。日本の再生可能性エネルギー20%程度の現状は、石油やLNGを輸入に頼っているため、電力、ガスの高騰となっている。しかも、電力会社の利益は増大している。

このようななか、環境先進都市をうたう横浜市では、今年8月8日に『横浜脱炭素イノベーション協議会』を設立したと新聞発表をした。『横浜市においても国の動向に対応し、GX投資を呼び込みながら2050年に向けた脱炭素化を推進するため』ためと政府のGX法に賛意』をしめした。水素、アンモニア、合成メタン、合成燃料等の次世代エネルギーの輸入、製造、供給の拠点形成に向け取り組むとともに、次世代エネルギーの先駆的利用や研究・技術開発を目指す立地事業者の皆様との連携により、横浜市から産官学連携のもと脱炭素イノベーションの創出をもって地域の脱炭素化を推進、牽引すること』を目的とするとしている。これには、横浜市のほかJERA、そしてIHI、AGC、JFE、日立、東芝、日産、JERA、JR、横浜銀行、横浜ふ頭、横浜市大など産官学が名を連ねている。JERAは『グリーンウォッシュ』¹としてNPOから訴えられている。会長に山中市長が就任している。

GX推進法には、原発に賛成する側ですら、新型炉の建設には30年以上かかることから、2030年に間に合わないという意見がある。そもそも、参加する大企業は横浜市のCO₂の排出量の多くを占めていて、自らのGHG²の削減を加速させる責任がある³。横浜市はいまだ産業別にすら削減目標を示していないことから、COP28ではその加速が論議されている。国連のグティレス事務総長は「地球沸騰化」といい。科学的な研究の成果は、あと5、6年のうちに徹底した対策を講じなければこの地球は取り返しがつかないところまできているとしている。「主要7カ国(G7)気候・エネルギー・環境相会合がまとめた共同声明は、議長国の日本に重たい課題を突きつけた。2035年の温暖化ガス排出削減幅を「19年比60%減」と盛り込んだ。」(2023年4月16日日本経済新聞デジタル版)と報道している。いったい、政府と横浜市はこの目標にどのように取り組むのであろうか。

残念ながら横浜市政と市長にそれを期待するのは無理なようだ。日本政府は、2030年46%、2050年50%という目標はかかげるが、G7おもな国々が導入している炭素税やCO₂排出枠の設定すら財界の反対をうけて、その導入を2028年、2033年に先送りしている。すでに、地方自治体では東京都と埼玉県が排出権取引を実施しているが、その後、広がっていない⁴。地方自治体の条例による規制は重要であるが、政府が取り組まなければ工場の移転の切欠になりかねない。石原都政の評価はここではおくとして、ディーゼル車規制などへの取組は全国に先駆けてのものであった。ようは首長の姿勢であるし、それだけの権限をもっているのである。



図2 今年12月9日、アラブ首長国連邦(UAE)のドバイで開催中の国連気候変動枠組み条約第28回締約国会議(COP28)の会場で、大規模デモを行う環境NGOや市民団体などのメンバーら(時事通信)

¹ 広告における訴求・主張は、事実であり、根拠が示されていることが求められます。しかしながら、日本で最大の石炭火力発電事業者であるJERAの「2050年CO₂ゼロ」「CO₂の出ない火」「ゼロエミッション火力」を標榜する広告は、①石炭火力でアンモニアを混焼するものであること、及びアンモニア製造などの過程で大量のCO₂を排出することが告げられておらず、②2030年に20%混焼されても残り80%は石炭を使っており、1.5°C目標の実現に求められる2030年の排出削減と整合していないことなどが示されていません。 <https://kikonet.org/content/31970>

² 温室効果ガス、Greenhouse Gasの略称。太陽光で暖まった地表面からの放射熱(赤外線)を宇宙へ逃がさず、大気中に吸収する性質を持つガスのこと。京都議定書で排出削減の対象となっているのは、以下の通り。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、

パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)。2013年の第二約束期間から、三フッ化窒素(NF₃)も加わり計7種となった。<https://www.kankyo-business.jp/dictionary/024251.php>

³ 横浜市での2021年度の特定事業所排出者からの排出量を業種別で見ると、「製造業」からの算定排出量が最も多く、4億2,341万tCO₂で、75.4%を占めている。製造業の内訳をみると、「鉄鋼業」(27.5%)が最も多く、次いで「化学工業」(13.6%)、「窯業・土石製品製造業」(8.9%)の順となった。また、発電所等からのエネルギー起源CO₂排出量(発電所等配分前)は、4億740万tCO₂だった。<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/ghgemissions.html>

⁴ 石原知事は2009年の年頭所感で「都では動きの遅い国を待つことなく、都民や事業所の皆様のご理解とご協力を得ながら環境確保条例を改正し、工場やオフィスビルなど大規模な事業所へのCO₂排出総量の削減義務化などの対策を進めています。今後も、太陽エネルギー利用機器や環境負荷の低い電気自動車等の普及などに意欲的に取り組んでまいります」とのべた。

第4回山中市政をすすめる市民のつどいで、岸田軍拡と地方自治の未来を学ぶ

後藤仁敏

2023年10月21日、市民の市長をつくる会が第4回山中市政をすすめる市民のつどいを117人の参加で開催しました。

後藤仁敏代表委員が次のように挨拶しました。「4月の市議選で自公が減らず、山中与党の立民党と共産党が4議席ずつ減らし、その8議席を維新が占めた。カジノを撤回した横浜でカジノを進めている維新が増やすとは残念でならない。一方で、杉並区では岸本区長が『区長は変わった。次は区議会だ』と訴えて、立民が6議席に倍増し、共産党は6議席を維持し、自民が7議席減らし、女性議員が過半数になった。横浜市民は杉並区民から学ぶ必要があると同時に、山中市長も岸本区長から学んでほしい。山中市政を正しく進めるため、しっかり学び、議論をしよう」。

岡田知弘氏(京都大学名誉教授)が「岸田大軍拡内閣と地方自治の未来」について以下のように講演しました(図1)。

岸田内閣は「台湾有事」論をもとに安保3文書の大幅改定による敵基地攻撃能力保有を核にした「大軍拡=増税」路線を閣議決定した。「経済安全保障」の名で、大学・研究機関を政府の意のもとに再編・支配する大学再編、学術会議法改悪を進め、地方自治についてもデジタル改革や財政誘導による国の統制、自治権の侵害を広げている。地方自治法に掲げる「住民福祉の増進」ではなく「儲ける自治体」をめざしている。



図1 講演する岡田知弘氏

2014年5月の日本創成会議「増田レポート」は2040年までに全国の市町村の半数が消滅する可能性がある」として、行政の集約と拠点化、小中学校の統廃合を進めたが、目標とした人口の東京一極集中と合計特殊出生率の低下を止めることに失敗した。

2020年6月の第32次地方制度調査会答申では、行政のデジタル化を提起したが、デジタル庁には大量の民間企業社員が兼務し、個人情報民間企業に流出して「行政の私物化」が進んだ。

岸田政権は、「アベ政治」を受け継ぎ、5年間で43兆円もの大軍拡を強行し、重要物資や重要技術を守り、強靱なサプライチェーンを維持する経済安全保障という経済モデルを進めるため、2022年の通常国会で経済安全保障法を成立させた。

これにより、道路・港湾・空港というインフラだけでなく、金融・情報・放送などの事業がすべて国の指示下におかれ、地方自治体や民間の利用が規制・侵害されることになった。デジタル化と経済安全保障政策で、国が地方自治体を統制し、「戦争ができる統治体制」が推進されている。

一方、2021年の横浜市長選でのカジノ反対の山中市長の誕生は、その後、東京西部の自治体での首長選挙でのリベラル系候補の当選に広がり、住民の命を守り、平和を守り、人間らしい暮らし

を再生・維持する地域づくりが始まっている。

続いて、日本共産党横浜市議団の白井まさ子副団長が、「山中市政と横浜市議会・各会派の状況」について、次のように報告しました。

自民党は子ども医療費無料化の広報費を使い過ぎと批判した。維新の市議は、「同性愛で町が減ぶという逸話を引用して性的少数者を差別する発言をしました。共産党の各市議は、気候危機、核兵器廃絶、健康保険証の継続、上瀬谷での花博の開催とその後の再開、ノースドックの基地強化についても議会で発言し、取り組んでいます。自衛官募集で個人情報の提供では除外申請を来年度から受け入れる方針に転換させました。今後大型開発事業より市民本位の市政を実現するよう奮闘します。

その後、中学校給食について新日本婦人の会の三山弘美さんが、「横浜市では全市一斉をめざしてデリバリー方式を進めているが、温かくて美味しい給食にするためにさらに運動を広げたい」と訴えました。

小児医療費助成制度の拡充について横浜市のこども医療費助成を広げる会の石川絵里さんが、「山中市長の誕生で15歳まで無料化が実現した。今後は18歳までの無料化を目指して運動を進めたい」と報告しました。

市民のための横浜市政を進める会代表世話人の岡田尚弁護士は、「市長選に当たって、関内ホールでの集会で山中氏と協定書を結んだ。勝利できたのは住民投票条例を求める市民運動が19万以上の署名を各区で集めた力が結集したからだ。山中氏は各区の代表者の会合に2回ほど顔を見せたが、区ごとの会には一度も出ていない。白井聡・内田樹著『新しい戦前』には「地方政治から変える」と書いてある。山中市政を応援し、しっかり監視しよう」。

最後に、菅野隆雄事務局長が以下のように活動提起しました。「市民の会は『市民要望に寄り添う姿勢を一横浜・山中市政の2年間と今後の課題』というチラシを作成したので、ぜひ活用してほしい。今後、市民要望実現のため、署名推進や来年度予算への活動、市議会膨張、次回の市長選に向けて市民本位の市政を進める重要性を訴え、市民と野党の共闘を実現しよう」。



図2 報告する白井まさ子氏

「令和」漁業法では「漁業の民主化」の規定が削除された—なぜ、漁業では民主化が大事なのか—（その1）

中野 広

はじめに

「令和」漁業法の第1条は、「この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする」とある（アンダーラインは、全漁連の要望で組み込まれたものという）。一方、「昭和」漁業法の第1条は、「漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする」であった。前者は、漁業法に水産資源保護法と所謂 TAC 法をドッキングしたこともあるが、漁業者に水産物供給の責任を押し付け、また、水産資源の管理と持続的利用が全面に出ている。後者には、漁業者の自立と漁家経営が全面に出ているのである（注1）。

このように、「令和」漁業法では第1条（目的）が大きく変わった。「昭和」漁業法の「漁業生産力の発展」と並び漁業法の目的とされていた「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用による漁業の民主化」の規定が削除された。その結果、免許の適格性の要件から「漁業の民主化の障害」が削除され、民主的な漁業調整機構の目玉であった海区漁業調整委員会（以下、「漁調委」とする）の公選制が廃止され、さらに委員の投票による適格性判断など漁調委の重要な権限が削除された。もう一つ、「令和」漁業法では「昭和」漁業法第8条「組合員の漁業を営む権利」が「組合員行使権」となった（新法第105条）。これらによって、漁調委の委員の選挙権や被選挙権など、組合員の意志決定への参加ができなくなった。

この「漁業を営む権利」には、組合員が漁業権の行使に加えて、漁場利用に関して「自治権」を保有することが内包されていたが、「令和」漁業法ではこの「自治権」が削除された¹⁾。この結果、漁業者は単なる漁場の使用者となった。そもそも、「令和」漁業法は、漁業の「成長産業化」という名目のもと大企業が漁業や養殖業に参入しやすくするための法律であり、漁場は国や県の管理となったのである。こうなれば、漁業者（漁協）の漁場管理の責任がなくなり、漁場や海洋環境の保全、海難救助、国境監視など、漁業者が担っていた所謂「多面的機能」を果たす必要もないということになるであろう（注2）。

「漁業の民主化」を削除する理由を農水大臣は、「現行漁業法制定当時、自ら漁業を営まない羽織漁師による漁場利用の固定化といった漁業慣行の解消が大きな課題となっていたことから、漁業者を主体とする漁調委を創設し、目的規定にも、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、漁業の民主化を図ることが定められた。一方、漁業法制定から約70年間の運用によって、当時の課題となっていた慣行は解消され、当初の目的である民主的な漁場の利用形態の構築は既に実現された。このため、現時点でなお漁業の民主化を法の目的とする必要はなく、漁業調整委員会制度が漁業法における基本的な仕組みとして既に定着していることも考慮し、目的規定の改正を行った」とした。水産庁も、「漁業者を主体とする漁調委の組織、機能を維持しているので、引き続き重要な役割を果たしていただけると考えている」とする。

田中克哲²⁾は、「農林水産大臣答弁や水産庁の説明では、戦前存在した『自ら漁業を営まない羽織漁師』の問題は解消されたことを理由に挙げているが、政府が目指す『企業参入促進』に関しては、企業の経営者は自ら漁業を営まないことが当然となり、その意味で『羽織漁師』の新たな出現を促すものである」「水産庁説明の中に『漁業者を主体とする漁調委の組織・機能は維持しています』とするが、委員の公選制の廃止、委員構成における漁業者比率の低下、重要な権限の廃止を伴っているにもかかわらず、『組織・機能は維持している』といえるのか」と指摘した。

「昭和」漁業法制定以後、今回は70年ぶりの抜本的改正であったが、法案の骨子の公表が10月24日、全文公開が11月6日の閣議決定後、参議院本会議で可決成立が12月8日未明であるから、法案そのものを検討・審議する猶予期間は僅か1ヶ月余りであった。国会の農林水産委員会における審議も衆議院では10時間半、参議院では8時間45分という短時間であり、要望のあった地方公聴会や現地調査会も開かれず、全く審議は生煮えのまま、あっという間に成立した。この間、水産庁主催の説明会に参加した漁協は、全国955漁協中77漁協（そのうちの半数近くは香川県内の漁協）に過ぎなかった。ちなみに、「昭和」漁業法も、1962年の大改正も数年レベルで議論が行われたのである。

「昭和」漁業法の解説書「漁業制度改革」は、「漁業制度改革は誰のためのものか、この改革を阻止しようとする勢力がどのように宣伝しようとも、それは働く漁民のためのものである」としたように、「改革」の方向は明確であった。また、それは、「官僚によって作られた古い漁業秩序」「漁民大衆のためではなく、官僚と結びついた一部特権階級のために作られている秩序」「漁民大衆の漁場を収奪して彼等に独占せしめ、漁場の支配権を握ることによって漁民を封建的支配、隷属のきずなに縛りつけている秩序」「一部の私的利益のために漁場全体の総合利用を妨げ漁業生産力の発展を阻止している秩序」「現在の漁業生産の実体と全く遊離し最早これを規律し得なくなっている秩序」とも書いた。

和田一郎³⁾は、コラムで、上記の「官僚」を「規制改革推進会議」に、「特権階級」を「経済界」

に読替えれば、規制改革推進会議が目標としている水産業改革の方向と驚くほど重なる」という。「令和」漁業法では第1条から「漁業の民主化」という文面を削除し、70年来の「大改正」なのに、水産政策審議会に諮らず⁴⁾、かつ立法過程が余りに拙速、かつ強引＝非民主的な行為であったことを併せて考えると、この制度改革は、漁業者にとっては理念なき改革⁵⁾であり、「漁業の民主化」(＝「昭和」漁業法にある民主的な項目と漁業者の自立)はこの立法化を進めた人びとには目の上のたんこぶでもあったのだろう。

なお、「漁業生産力の発展」については、「昭和」漁業法は漁場生産性と労働生産性の向上の2点であったが、「令和」漁業法は、大規模養殖の推進や漁船の大型化などによる企業利益の向上であることは明らかである。

本稿では、「令和」漁業法で削除された「昭和」漁業法の目的とされた「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用による漁業の民主化」の規定がなぜ必要なのかを、また、「なぜ、漁業は民主化されなければいけないのか」について考えてみたい。

なお、ここでは、1901(明治34)年制定の漁業法を「明治」漁業法、1949(昭和24)年に改正されたものを「昭和」漁業法、2018(平成30)年に「改正」されたものを「令和」漁業とする。

1. 漁業権の歴史と漁業法の「哲学」

まず、漁業権の歴史と漁業法の「哲学」を簡単におさらいしたい。

原田信男⁶⁾は、「古代の律令国家にはじまった肉の禁忌によって、動物性タンパクの摂取には魚介類が徐々に重要な役割を果たすようになった。狩猟の衰退に伴って、代わりに漁業が発展を遂げたため、中世の正式な儀式の献立には魚介類がかなり頻繁に登場するようになる。海岸の村々では、その村に面した海を、それぞれの漁場とする権利が確立しており、こうした中世的な地先漁業権は、平安期もしくは鎌倉期には成立していた」という。浜本幸生⁷⁾も、「漁業権は、伝説時代以来の長い間の漁場の勢力争い、漁村同士の境界争い等の漁業紛争の歴史の中から、自然に生まれてきた権利であり、徳川幕府の定めた『武家諸法度』によって、『磯猟は地付き、根付き、沖は入会い』という『山野海川入会』の定めによって、法律的な統制がなされた。漁業権、入漁権は江戸時代にすでに完成した」という。このように、漁業権は歴史的に形成されてきたものであり、沿岸漁場は、その漁民たちが自由にアクセスできる海面であった。これは「コモンズ」とされ、また、漁業者集団における漁場の共同所有は「総有」とされる(注3)。

しかし、明治新政府は、1875(明治8)年に漁業に関する雑税を廃止し、「海面はすべて官有である。雑税廃止後は従来の漁場使用権は消滅した。今後漁業をしようとする者は、新たに政府に対して海面の借用を出願しなければならない」という「海面官有宣言」という太政官布告を發した。これは、「海面は新しい中央政府の所有である(国有化)」とするもので、これによって、従来の漁業慣行を無視し、新しく海面借区を出願する者も出てきて漁業紛争が激化し、漁業界は混乱した。このため、政府は、翌76年に「漁業者には府県税を賦課し、漁業取締りはなるべく従来の慣習に従う」という「太政官達」を出し、前年の布告を事実上取り消したのであった。

この「海面官有宣言」は内務省主導で出されたが、当時、大蔵省側は「海面は公有水面(公共用の水面)であり、政府の官有には属さない。漁業権は、従来、藩主の免許という行政処分で設定されていたけれども、その性質は私権である」ということを主張していた。この論争について、太政官は大蔵省側に軍配をあげた。この結果、公有水面を基本とし、それに水産動植物の採捕を目的とする漁業権なる私権を創設とする漁業法における漁業権制度の基本がここに確立したという。

1901(明治34)年、「明治」漁業法が制定された。これは、二十数年かけて漁業慣行を全国的に調べ上げ、それを近代法的に組み立てた日本独自のものであった。このため、西欧の法制を模倣した明治期の法令の中で、唯一、日本人が作った法律だともいわれている。外国には、日本のように漁業の歴史がなく、産業にしても、生活にしても、漁業の依存度は少ないため、外国には範とすべき漁業制度がなかったからだともいえる。

では、「明治」漁業法の「哲学」とは何か。それは、一村専用漁場を持つ漁村部落とその漁民の漁場利用との関係をゲルマン法により次のように整理したことである(注4)。

まず、①漁村部落単位に部落漁民をもって構成する「漁業組合」を作らせ(一漁村一組合主義)、

②その部落漁民を「漁業組合の組合員」と位置づけた。そして、③一村専用漁場の漁業慣行は、「地先水面専用漁業権」という漁業権に構成した。そして、④この地先水面専用漁業権は漁業組合だけに「免許」することにして、⑤漁業組合をその地先水面専用漁業権の「権利主体」とし、⑥その漁業組合に漁業権の「管理」をやらせた。その一方で、⑦漁業組合の組合員たる部落漁民各自には「漁業を行う権利」（各自行使権）を認めて、漁業権から生み出される「収益」を帰属させることにしたのである。

それでは、「明治」漁業法の問題点はどこにあったのか。「漁業制度の改革」では次の3点が指摘された⁸⁾。

第1は、慣行の固定、漁場利用の無計画性である。(専用漁業権の保有主体は)村や部落の住民全体の総有的関係から出発したものであり、漁民のみが主として漁場利用することについてはすでに成熟し、地先専用漁業権は漁業組合のみに免許する方針は、水産資源維持増進、漁民生活確保の点からみて妥当な措置であった。しかし、慣行専用漁業権は、慣行に従って、村、部落や個人にまでそのまま免許され、ことに個人有のものは封建的な特権、それに伴う支配隷属の関係をそのまま承継した。また、早い者勝、強いもの勝の免許の先願主義が漁場利用を歪めた。これは漁業権の財産権的性格の濫用と結びつき、夥しい空権を見、しかもかかる漁場の歪んだ無計画性と膠着状態は存続期間の更新制度によって半永久化するに至った。第2は、漁業権の法的性格、物権的な独占排他性とその運用である。本来、漁場全体の視角から関係漁民の総意によって決定管理されるべき漁場秩序を、漁業権という個別的な独占排他権を中心に形成し、しかもこれに無制限な財産権的性格をゆるし、その設定、行使を何らかの調整なしに権利者の恣意にまかせたことにあった。第3は、全般を貫く強力な官僚支配である。漁業法が、漁業権の免許、漁業の許可、警察取締を三本の支柱として、強力な官僚支配を樹立していることは、日本の漁業の特徴であった。これが必然的に漁村のボス勢力との抱合を生み、漁村の封建制の維持と官僚依存、沿岸漁利のボス勢力による独占、沖合遠洋漁業における侵略的漁業の育成となった。また、団体制度においては特に当初から官僚支配はより露骨な形態をとった。

これらのことから、単に所謂「羽織漁師」による漁場利用の固定化だけが問題ではなく、その背後にある漁村の封建制、官僚支配、貧しさからの解放など、さまざまな問題の解決が重要であった。これらの問題意識に則り、1949年に「昭和」漁業法が制定されたのである。この第1条を冒頭に書いたが、それこそが「昭和」漁業法の哲学であった。

2. 漁業権と水産物消費や魚食文化について

中井 昭⁹⁾は、「(漁協では)経済事業と漁業権管理は一体である。漁場管理するというのは、組合員に漁場を利用させ、組合員の獲った魚を漁協が販売する。漁場管理の仕方が悪ければ資源の枯渇を招くこともある。だから、販売事業も購買事業も漁場管理と密接に関連する」とし、古谷和夫(愛媛県遊子漁協組合長、全鹹水会長(何れも当時))⁹⁾も「漁業権というのは漁村集落の基盤。生産の場があって集落は形成される」「地域や集落の存在を無視して漁業のあり方を論ずるのは暴論であり、それは、漁業の論理ではなく工業の論理」という。これらの指摘のように、漁業権は生活権として生業を保障するだけでなく、漁村集落存続の経済的基盤でもあり、また、水産物流通の出発点でもある。

1週間に1~2度、マゴチ、ホウボウ、ヒラメ・カレイ等の地先の魚を買いに行っていた近くの魚屋が廃業した。高齢のためであった。1980年代には魚屋は全国で約6万事業所あったが、大規模店舗法の規制緩和による巨大スーパーの全国各地への進出などにより減少し、2014年には約7,500事業所となった。また、この間、円高や200海里制への移行により、商社や大手水産会社の商社化などによって輸入水産物が激増し、さらに、規制緩和によって市場での取引は、相対取引が主流となった。この結果、魚介類の主な流通機構は、プロダクトアウト型(産地や消費地の各種の販売拠点、最終点は魚屋。所謂「地域循環型経済」)から、マーケットイン型(サプライチェーンマネジメントシステム。最終点はスーパー等。所謂「地域通過型経済」)に変わった。これに加えて、ファストフード、ファミリーレストラン、回転ずしなどの外食産業などは、マスメディアを巧みに利用した旺盛な宣伝活動によって、新たなニーズをつくり出していった。元魚市場職員の川島

卓¹⁰⁾は、「キトキトの海の幸で知られる富山県。その産地市場では、夏休みともなると、よく地元の小学生が見学にやって来る。ある日、卸売場をひと回りしたあと質問があった。『ここにはサーモンとかマグロはないんですか?』『そういう魚は水揚げされないんだよ』。すると、『なーんだ、つまない』とばかりに、小学生の興味はいつぱんに消え失せてしまった。産地といえども、子どもたちと魚との接点はいまや回転すしである」と記す。このように、回転すしチェーン店などの宣伝でおなじみのマグロ、サーモン、ウナギ、イクラ、カニ、エビなど、輸入魚や養殖魚を中心とした「いつでも、どこでも、同じ魚介類」がスーパーや飲食店の店頭などに並び、それらの特定の魚介類の消費量が増加した反面、近海の生鮮魚介類の消費量が減少した。魚介類の消費について、秋谷重雄¹¹⁾は、「魚種・品目に多様な品揃えがあってこそ大きな購入量・支出額に結実する。このことは、単品・規格型の流通方式で、少数特化した魚種・品目を提供する流通システム（マーケットイン型）では個々の経済合理性を満たすとしても、全体としての魚介類消費を減らす方向に作用する」と指摘したが、現実には秋谷の指摘通りに進んでいる。

地先で獲れる生鮮魚介類の多くには旬があり季節性である。このことは、「いつでも、どこでも、同じ魚介類」とは相反する。また、沿岸の生鮮魚介類は劣化しやすく、入荷量の変動、魚種の多様性、サイズや鮮度による用途の違いなどがある。魚価も相対的に高い。輸入水産物や養殖物との決定的な違いは、流通の起点が漁業生産にあり、海が時化て出漁できなければその日の供給はゼロ。海況次第で、いつもと違う魚種が大量に獲れたりする。魚屋はそうした販売計画を立てづらい水産物を、臨機応変に消費者の嗜好にマッチさせる役目を担っている。さらに、地先で獲れる生鮮魚介類をすべて無駄なく利用するために、漁村や漁業地域では様々な水産加工業を発達させ、食べ方を工夫するなどにより、地域独特の「魚食文化」を形成してきた。このようにして、水産関係者は地先の漁獲物の有効利用と消費の拡大を図ってきたのである。それは、地域の所謂「6次産業」であり、地域として重要なものでもある。

しかし、2018年5月、水産庁が発表した「水産政策の改革について（案）」では、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革として、「水産物流通においても、農産物流通と同様、マーケットインの発想に基づき、物流の効率化、情報通信技術の活用、品質衛生管理の強化、国内外の需要への対応等を強力に進める」とする。ここでいう「マーケットイン」という用語は、「顧客が望むものを作って提供する」とか、「顕在化したニーズに対応する」という意味で使われるが、ややもすると「売れるものだけが良いもの」といった短絡的な見方の元凶になったりする¹⁰⁾。このことは、外食産業などの旺盛な宣伝活動と相まって、さらなる消費が前述のような一部の魚介類に集中する。その結果、それらの魚介類が乱獲されたり、輸入物や養殖物の消費が一層増加する反面、地先で獲られた多種多様な魚介類やその加工品の消費が減少し、漁家経営はさらに悪化し、地域経済と所謂「魚食文化」は衰退していくことが懸念される。そして、輸入水産物の増加は、輸送による温室効果ガス排出量の増加を導くほか、それらの魚介類を輸出する国々では、漁業資源の乱獲、漁場や養殖環境の悪化を招き、海域の生物多様性に深刻な影響を及ぼしている¹²⁾。また、それらの国々では、手ごろなタンパク源であった地先の魚介類資源が減少し、魚価の高騰などにより、住民には入手できないものとなっている。

現在、SDGs（ゴール14、持続可能な開発のため海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する）が叫ばれている中、魚介類の乱獲を防ぎ、持続的な利用を図るには、マグロなどの特定の魚介類の利用ではなく、沿岸で漁獲される魚介類をまんべんなく利用することが重要である。また、小型多獲性魚やそれからつくられる魚粉を使う造肉計数が10（魚肉1kg増やすのに、小魚10kgが必要）のマグロ養殖などは、水産資源の有効利用の点から本当に問題はないのだろうか。そもそもの問題でもある（注6）。そして、造肉係数を小さくするなどのために、魚の遺伝子組み換え、ゲノム編集や成長ホルモンの使用などの研究が行われ、一部実施されている。これらについては生態系への影響や、摂取した人の健康が懸念されているのである。

（つづく）

「JSA 学際研究・市民科学発展プログラム」のサポーターを募集します！

JSA 研究企画部

JSA 学際研究・市民科学発展プログラムとは、「自らの手で社会の問題を解決するために多分野の学問を深く学びたい」という意欲を持ったJSA 会員（市民・学生・研究者など）が「発案者」となり、全国のJSA 会員（市民・学生・研究者など）の中から、自らが考える研究の目標達成に主導的に協力してくれる「主協力者」と、研究を側面から支援してくれる異分野の「副協力者」を探索・組織して、その協力のもとで、オンラインによる「異分野（または異職種）協働の学際研究または市民科学」を実施する取り組みであり、その活動をJSA全体で組織的にサポートするという構想です。

今年（2023 年）5 月の全国大会において、その実施の方向性が確認され、7 月の幹事会において具体的な進め方が承認されました。

つきましては、発案者が全国事務局の支援の下で、主・副協力者を探索・組織していく上で必要となる「サポーターリスト」の構築を開始します。本プログラムに協力したい（「サポーターリスト」に登録してもよい）と思われるJSA 会員の方は、JSA ウェブサイト、トップページの「学際研究・市民科学発展プログラム」<https://jsa.gr.jp/d/gakusai> にある【サポーターへの応募の様式】のファイルに必要事項を記入の上、全国事務局の研究企画部のメールアドレス（kenkyukikaku(at)jsa.gr.jp）まで、添付ファイルとしてお送りください。

今後、サポーターは、随時募集を続けていきますが、なるべく早期にプログラムの体制を整えるために、現時点で参加のご意思をお持ちの方は、2023 年12 月末までに、ご応募を頂きますと幸いです。また本件について、ご質問やご意見のある皆さまは、遠慮なく、研究企画部の同メールアドレスまでお送りください。

2024 年度 JSA 助成研究を募集します！

JSA 研究助成委員会

日本科学者会議研究助成要綱に則り、次の要領で 2024年度JSA助成研究を募集します。

この研究助成には、JSA会員ならどなたでも応募できます。

公募期間:2023年11月1日～ 2024年1月末

研究助成限度額: 単年度研究20万円、複数年度研究15万円（3年が上限）

審査:2024年2月 研究期間:2024年4月開始 助成予算: 毎年120万円

研究報告書提出: 複数年度実施の研究も含め毎年3月末迄に提出すること。

研究成果公表メディア選択報告: 研究終了年度末から3か月後（6月末）までに行うこと。

応募方法:JSAウェブサイト (<http://www.jsa.gr.jp>) の会員専用ページ（ユーザー名とパスワードをご存じない場合は所属支部役員にお問い合わせ下さい）から申請書類「JSA 研究助成応募(様式 1)」をダウンロードし、所要事項を入力し申請書ファイルを完成させて下さい。

・申請書ファイルは、公募期間内（厳守）に全国事務局研究企画部kenkyukikaku(at)jsa.gr.jp宛に、「2024 年度研究助成応募」というタイトルの電子メールに添付して送信して下さい。申請受付後、速やかに返信メールを送ります。もし返信が届かない場合は、上記アドレスにお問い合わせください。

・各地区から互選された9人の研究助成委員に研究企画部長を加えた10名で構成する研究助成委員会が、提出された申請を審査します。多数の応募をお待ちしています。

・なお、日本科学者会議研究助成要綱は会員専用ページにあります。

行事案内

☆12月21日(木) ①10:30～、②14:00～、③19:00～ 茅ヶ崎良い映画を観る会第421回特別例会 映画「金

- の糸」(ラナ・ゴゴベリゼ監督) 会場:茅ヶ崎市市民文化会館小ホール 入場料前売り 1000 円、当日 1200 円、高校生以下無料 プレイガイド:茅ヶ崎市市民文化会館、長谷川書店 主催:茅ヶ崎市良い映画を観る会 問合せ:090-5408-4041 (山本さん)
- ☆12月21日(木)16:00~18:00 『ヨコハマ市民自治を考える会』の定例会 会場:かながわ県民センター709号室(横浜駅西口徒歩5分) 市民自治に関心のある方は是非お越し下さい。問合せ:Eメール kura335200@star.ocn.ne.jp 参加費300円
- 12月21日(木)18:00~ 憲法改悪を許さない 総がかり行動 署名街頭宣伝 場所:新宿駅東南口 共催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会、9条改憲NO!全国市民アクション
- ☆12月22日(金)12:30~15:00 第2回“懐かしの昭和歌謡”を歌おう♪ 会場:クラジャ(カフェ)(小田急線藤沢本町駅徒歩7分) 会費1500円(ランチ・ドリンク付) 定員25名 主催:年金者組合藤沢支部 問合せ:070-1315-3501 (新井さん)
- ☆12月22日(金)14:00~ デュオ・オブリガート クリスマス・コンサート 会場:旭区民文化センター・サンハート音楽ホール(相鉄線二俣川駅徒歩1分) 前売り2500円、当日3000円 出演:泉恵子(ヴィオラ)、杉本正(コントラバス) 演目:世界のクリスマスキャロルを弦楽二重奏で。問合せ・申込み:090-9101-0368 (杉本さん)
- ☆12月22日(金)18:30~ マイナ保険証の強制を許さない!集会 今こそ 書かない番号!持たないカード! 会場:文京区民センター2A会議室 参加費500円 報告:番号・カードの現状、マイナ保険証の一元化・保険証の廃止を許さない、省庁ヒアリングとその後のやり取り、番号記入強制に対する具体的取り組み報告、地方議会からの意見書が政府を動かす、質疑・討論、集会決議(案)提案 主催:共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会(共通番号いらないネット) 連絡先:080-5052-0270 (宮崎)
- ☆12月22日(金)18:30~ JAL 争議の早期全面解決をめざす本社大包围行動 場所:JAL本社(モノレール南口、りんかい線天王州アイル駅徒歩3分) 主催:JAL争議の早期全面解決をめざす実行委員会 連絡先:03-6423-7878 (JAL争議団)
- ☆12月22日(金)18:30~ 日本政府は大虐殺をやめさせろ!12・22外務省抗議行動 場所:外務省正門前(霞ヶ関駅)呼びかけ:パレスチナに平和を!緊急行動(総がかり行動も、この行動に参加しています)
- ☆12月24日(日)14:00~ 不戦の誓いの集い 第87回平和憲法を守る神奈川県民集会 戦争の惨めさを改めて見つめ、平和な社会を構築しよう! 会場:かながわ県民センター305(横浜駅西口徒歩5分) 講師:野本三吉(ノンフィクション作家、沖縄大学名誉教授) 主催:かながわ平和憲法を守る会 問合せ:090-1150-6983 (瀬川)、090-2542-0413 (吉田)
- ☆12月27日(水)16:00~ 「私の願い」ミニコンサート&ドラマ「遠い約束」上映会 会場:旭区小田原三の丸ホール小ホール 参加費1000円、中学生以下無料 主催:実行委員会 問合せ・申込み:080-5510-9501 (金子さん)、090-9360-8952 (配島さん)
- ☆2024年1月4日(木)10:00~15:00 新春 厚木基地フィールドワーク&学習会 現地体験&交流・学習 10時、相鉄相模大塚駅改札集合 場所:厚木基地北川滑走路(相鉄トンネル側) 参加費300円 予定:駅→現地10時30分→フィールドワーク11時30分→学習交流12時30分~15時 会場:大和シリウス 昼食は各自用意 主催:神奈川県平和委員会、大和市平和委員会、瀬谷区平和委員会 連絡先:045-231-0103
- ☆1月4日(木)14:30~17:30 2024年ゲノム問題検討会議の新春企画 Zoo 併用シンポジウム 死の商人に変貌している日本政府 会場:東京ボランティアセンター会議室B 講演:海渡雄一さん(弁護士)「特定秘密保護法とは何か?」、井原聰さん(東北大学名誉教授)「経済安保法とセキュリティクリアランス法案とは?」、天笠啓祐(ジャーナリスト)「崩壊する食・農と食料安保」 司会:島菌進さん(大正大学客員教授、東京大学名誉教授) 参加費:1000円(現地参加及びZoomとも) 後日期間限定の逃がし発信あります。Zoomの場合事前にお振込みください。郵便局からの送金の場合:口座番号10290-70860881。他行からの送金の場合:ゆうちょ銀行028店(ゼロニハチ) 普通7086088 口座名義 神野玲子 Zoomの方は事前申し込み:参加希望者は事前に下記メールあてに、必要事項明記の上12月29日までに申し込みください。必要事項:名前、職業、メールアドレス 申込先E-mail jreikochan@yahoo.co.jp、またはこちらから→<https://forms.gle/3hJr9nz1Uv5myLN68> 当日の詳細案内:ZOOM参加申し込みされた方には1月3日ごろにZOOMのURL等ご案内いたします。主催:ゲノム問題検討会議 <https://www.gnomeke06.net/> 問合せ:神野玲子E-mail jreikochan@yahoo.co.jp
- ☆1月12日(金)10:00~ 映画「原発をとめた裁判長」(小原浩靖監督)バリアフリー版 上映会 会場:スペース・オルタ(新横浜駅徒歩) 参加無料 問合せ・申込み:080-5090-7475 (山崎さん)
- ☆1月14日(日)10:00~16:00 第67回神奈川県第9回茅ヶ崎母親大会 会場:茅ヶ崎市市民文化会館(JR茅ヶ崎駅徒歩8分) 午前(分科会):映画「原発をとめた裁判長」上映のほか、教育、医療・介護、ジェンダー・性教育、平和など。午後:記念講師:望月衣塑子(東京新聞記者)「真実を伝え、人権を守る報道を」(オンライン併用)、文化行事、運動の交流など。資料代1000円、オンライン視聴1000円、大学生・障害者500円、高校生以下無料、映画協力券500円 保育あり(無料、事前申込み) 主催:実行委員会 問合せ:045-641-8815
- ☆1月14日(日)14:00~16:00 第92回草の根歯科研究会 生殖医療のいま 世界と日本の不妊治療の家族のかたち 講師:石原理氏(女子栄養大学教授、埼玉医科大学名誉教授) 会場:あめにていCAFÉ・梨の木舎(10名まで、JR水道橋駅東口徒歩5分) 主催:草の根歯科研究会 問合せ:03-5340-9282 (岡田)

- ☆1月19日(金)18:00～ 福島津島村に心をよせて「花地蔵物語」－満蒙・開拓・原発 完成披露演奏会
一部:「棄民」を語る ちばてつや、三瓶春江、小野寺利孝 二部:合唱と語り構成「花地蔵物語」 同
合唱団 会場:小金井宮地楽器ホール(武蔵小金井駅南口前) 入場料2000円(全席自由席) 主催:「花
地蔵物語」を歌う合唱団 問合せ:090-1264-2899(岡)
- ☆1月22日(月)18:00～21:00(予約必要)オルタナティブな日本をめざして(第98回)電磁波の何が問
題か(大久保貞利さん:新ちよぼゼミ) 講師:大久保貞利(電磁波問題市民研究会事務局長) 会場:
スペースたんぼぼ(高橋セーフビル1階、JR水道橋駅西口徒歩5分) 参加費(資料代含む)800円(学
生400円) 予約の受付窓口:たんぼぼ舎(TEL 03-3238-9035に電話していただき「受付番号」をもらっ
てください)
- ☆1月25日(木)10:30～ 上映会「筆子その愛－天使のピアノ」、14:00～「母 小林多喜二母の物語」 会
場:海老名市文化会館小ホール(小田急線海老名駅徒歩5分) 各作品前売1200円、当日1500円 山田
火砂子監督の挨拶あり 問合せ:03-5332-3991(現代ぷろだくしょん)
- ☆1月26日(金)10:30～15:00 福島原発かながわ訴訟第1陣控訴審・判決 場所:東京高等裁判所(霞が関)
10:30～判決入廷、11:10傍聴抽選締め切り見込み、11:30～判決言い渡し、13:00～報告集会 会場:日比
谷コンベンションホール(日比谷図書館地下1階) 連絡先:福島原発かながわ訴訟を支援する会 問
合せ:070-1316-4575
- ☆1月27日(土)14:00～ 講演会「海の中から地球が見える」 会場:幸市民会館第1会議室(JR矢向駅
徒歩15分) 講師:武本匡弘(プロダイバー) 学生・高校生無料 主催:実行委員会 問合せ:
080-5653-6196(坂内さん)
- ☆1月28日(日)14:20～17:15 2024新春平和学校 会場:かながわ県民センターホール(横浜駅西口徒
歩5分) 資料代1000円、大学生以下500円 記念講演:金平茂紀さん(ジャーナリスト)『新しい戦
前』のなかで、どのように正気を保つか～ウクライナ戦争・憲法を殺す・メディアの変容 特別報告:
丸利一(神奈川県平和委員会代表委員)・菅沼幹夫(相模原市平和委員会代表)「横須賀母港化50年につ
いて」 主催:神奈川県平和委員会、原水爆禁止神奈川県協議会 連絡先:045-231-0103
- ☆2月7日(水)18:30～ 篠原義仁弁護士を偲ぶ会～「挑戦と闘い」の軌跡そして絆 会場:川崎日航
ホテル11階(JR川崎駅中央東口徒歩1分) 会費:一口5000円 申し込み締め切り12月25日 問合せ:川
崎公害病患者と家族の会(044-211-0391)
- ☆2月10日(土)14:30～ 衆議院議員・早稲田ゆき あなたと国政を語る会 会場:鎌倉パークホテル(江
ノ電長谷駅徒歩12分) 会費10000円(15歳以下、介助者無料) ゲストスピーカー:枝野幸雄(立憲民
主党前代表)、その他多数予定 申込み・問合せ:0467-24-0573(早稲田ゆき事務所)
- ☆2月11日(日)12:50～ 「建国記念の日」に反対する2.11神奈川県民のつどい すべての戦争の即時停戦
を! 国益でなく、市民・子どもの命を守ろう! 会場:かながわ県民センター2階ホール(横浜駅西口徒
歩5分) 資料代500円(高校生以下無料) 講師:羽場久美子さん(青山学院大学名誉教授、国際政治学
者) 主催:2.11神奈川県民のつどい実行委員会 問合せ:045-212-5855
- ☆3月15日(金)～18日(月) 歴史と平和、文化の沖縄4日間－憲法九条と「万国津梁」響き合う平和への
道 九条の会事務局長 小森陽一さん同行 旅行費用174,000円(羽田発着便基準) 定員30名 申込締切
2024年1月12日 添乗員同行 特色:①「万国津梁」、沖縄県と日本がアジアと世界の平和、友好の懸け
橋に－小堀先生と前泊博盛沖縄国際大学大学院教授が重要に対談。②現代版組踊「肝高の阿麻和利」鑑賞、
琉球以来の歴史と知恵を受け継ぐ中学、高校生。③国際通り近くの5つ星ホテルに3連泊。ゆったりとから
だにやさしく琉球、沖縄を満喫。問合せ・申込み:㈱たびせん・つなぐ(03-5577-6300)
- ☆5月16日(木)～20日(月) 神奈川県平和委員会・韓国・平和と友好の旅 16日、12:45成田発、豊臣秀
吉軍との激戦地・晋州。17日、国立晋州博物館、晋州城、光州の植民地時代の建物など車窓見学。18日、
5.18光州民主化運動記念行事に参加、民主墓地、展示館、望月洞墓地、光州の研究者と懇談。19日、国立
日帝強制動員歴史館、朝鮮通信使歴史館、韓国の平和団体と交流。20日、釜山の在韓米軍施設見学、18:15
成田着。旅行代金一人225000円(航空諸税別、変更あり) 問合せ:神奈川県平和委員会(045-231-0103)
旅行会社:ピコツアー(03-5411-7218、担当:今野)
- ☆7月7日(日)14:00～16:00 第94回草の根歯科研究会 関東大震災時の朝鮮人虐殺と「否定論」の問題
講師:鄭榮桓氏(明治学院大学教授) 会場:あめにていCAFÉ・梨の木舎(10名まで、JR水道橋駅東口
徒歩5分)とzoom併用 主催:草の根歯科研究会 問合せ:03-5340-9282(岡田)

JSA神奈川支部幹事会と発送作業:日時:1月16日(火)14:30～16:00 14時30分から発送作業、15
時から幹事会、終了後忘年会の予定 会場:横浜市中区不老町1-6-9 第1HBビル5階B かながわ
総研の新事務所(1階に「牡丹飯店」という中華料理屋のある第1HBビルの5階です。関内駅南
口から徒歩3分)。連絡先:飯岡ひろし(携帯:090-1557-9941、E-mail:iioka408(at)gmail.com)

次号の原稿の募集:近況、論説、報告、旅行記、論評、自著紹介、書評、その他、原稿をメールま
たはファックスでお寄せください。毎月10日ごろの締め切り、15日ごろの発送です。

送り先:後藤仁敏(E-mail:goto(at)kd5.so-net.ne.jp、Fax:045-894-1052)